

## Q&A

Q1 いつまで配布を行いますか？

→家庭系燃やすごみ有料化に伴う激変緩和措置として当分の間としています。  
終了年は未定です。終了する際は広報すわや市ホームページ等で周知します。

Q2 3歳未満児であれば、おむつを使用していなくても袋はもらえますか？

→3歳未満であれば、要綱により配布の対象となります。

Q3 申請者と違う者が袋の受け取りに行くことは可能ですか？

→代理人の方でも受け取りが可能ですが、できる限り親族の方が受け取りをお願いします。

Q4 袋は一度に何年分もらえますか？

→配布は年度ごとになります。次年度以降も引き続き対象となる方には、市からお知らせをします。

Q5 コピー機がないので添付書類を窓口で見せるだけではだめですか？

→対象者であることの確認と、次年度以降の配布をする際の資料になりますので、コピーしたものを提出してください。市役所1階ロビーに設置してあるコピー機をご利用いただくことも可能です。(1枚10円)

Q6 対象者の要件にいくつか該当しているが、袋は何枚もらえますか？

→1～5までの支給要件に重複している場合でも、加算支給はしません。

Q7 3歳未満の子どもが2人いるが、それぞれ対象となりますか？

→3歳未満のお子様それぞれが対象となります。

Q8 出産した場合の手続き方法は？

→市役所市民課の窓口で出生届を提出した際、環境課窓口にお寄りいただき手続きをお願いします。申請書の記入から袋のお渡しまで15分ほどお時間をいただきます。